

平成20年4月から

『後期高齢者医療制度』が始まります。

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、これまでの老人保健制度が廃止され、新たな後期高齢者医療制度が創設されます。

新制度の主なポイント、変更点などは次のとおりです。

■ 運営主体

各都道府県内の全ての市町村が加入する「広域連合」が運営主体となります。

平成20年3月まで（老人保健制度）	平成20年4月から（後期高齢者医療制度）
各市町村（さつま町）	各都道府県（鹿児島県後期高齢者医療広域連合）

■ 対象者

75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方。（今までと変更はありません）

■ 加入するとき

平成20年3月まで（老人保健制度）	平成20年4月から（後期高齢者医療制度）
75歳の誕生日の翌月から加入 （1日生まれの方はその月から）	75歳の誕生日から加入

■ 保険証

現行の老人保健制度では、病院を受診する時は被保険者証と老人保健医療受給者証が必要でしたが、新制度では、後期高齢者医療制度独自の新しい被保険者証が1種類になります。

平成20年3月まで（老人保健制度）	平成20年4月から（後期高齢者医療制度）
被保険者証＋老人保険医療受給者証	被保険者証

■ 負担割合

病院を受診する時の自己負担は、今までと同じで、費用の1割（現役並み所得者は3割）です。

■ 保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者個人に対して保険料が課せられます。保険料は各都道府県の広域連合ごとに決められ、原則として年金から徴収されます。

平成20年3月まで（老人保健制度）	平成20年4月から （後期高齢者医療制度）
国保：世帯主が世帯員全員分の保険料（税）を納めます。 被用者保険：被用者本人が被扶養者の分を含め保険料を納めます。	被保険者ごとに保険料を納めます。

■ 納め方

特別徴収（年金から天引き）

- ・年額18万以上の年金受給者であること。
- ・介護保険料との合算額が年金受給額の1/2を超えないこと。

普通徴収（納付書や口座振替等）

- ・特別徴収とならない場合。

■ 広域連合が行う事務

- 被保険者の資格管理に関する事務
- 医療給付に関する事務
- 保険料の賦課に関する事務
- 保健事業に関する事務
- その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

■ 市町村が主に行う事務

- 保険料の徴収
- 被保険者証の引渡し
- 各種申請、届出等の窓口業務

詳しくは、鹿児島県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。
<http://www.kagoshima-kouiki.jp>